

産科診療所開設等支援事業費補助金交付要綱

制定 平成 29 年 8 月 8 日付け医政第 590 号
改正 平成 30 年 7 月 13 日付け医政第 506 号
改正 令和元年 9 月 10 日付け医政第 564 号
改正 令和 2 年 12 月 1 日付け医政第 1187 号
改正 令和 3 年 9 月 30 日付け保福第 280 号
改正 令和 4 年 9 月 28 日付け医政第 1162 号
改正 令和 5 年 10 月 26 日付け医政第 1368 号

(目的)

第 1 本県における周産期医療の充実を図るため、産科医療確保事業等実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日医政発第 0401007 号厚生労働省医政局長通知別添、以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業及び分娩取扱施設開設等事業に要する経費に対して、予算の範囲内で、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 137 号厚生事務次官通知別添）、医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 117 号厚生事務次官通知別添）、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第 2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分娩取扱施設整備事業 実施要綱に基づき、補助事業者が分娩取扱施設の施設又は設備を整備するものをいう。
- (2) 分娩取扱施設開設等事業 補助事業者が、分娩取扱診療所がない市町村において、新たに分娩取扱診療所を開設又は産科若しくは産婦人科を標ぼうする診療所が新たに常勤の医師を確保して分娩取扱を再開するものをいう。

(補助事業者)

第 3 補助事業を実施できる者は、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財團済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が認める者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第 4 第 1 に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第 1 のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第 5 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 産科診療所開設等事業計画書（様式第 2 号）の総事業費の欄に掲げる経費の 30 パーセントを超える経費の変更
- (2) 補助事業の内容の著しい変更

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の管理)

第7 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得等財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得等財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分に係る制限の期間)

第8 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

(立入検査)

第9 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第10 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては、当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第11 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

別表第1（第4関係）

区分	基準額	補助対象経費	補助額
1 分娩取扱施設整備事業	(1) 分娩取扱施設設備事業 次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 分娩室、病室、入所室等 194 m ² (2) 宿泊施設 室数×40 m ² (ただし2室を限度とする。)	分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設	ア 基準額と補助対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じた額を補助額とする。
	(2) 分娩取扱施設設備整備事業 1か所当たり 17,035千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	
2 分娩取扱施設開設等事業	1か所当たり 20,000千円	新たに分娩取扱診療所を開設又は産科若しくは産婦人科を標ぼうする診療所が新たに常勤の医師を確保して分娩取扱を再開するために必要な備品等の購入費（分娩取扱施設整備事業の補助対象経費を除く。）	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額と基準額とを施設ごとに比較して最も小さい額を補助額とする。

別表第2（第4関係）

1 平方メートル当たり単価

(単位：円)

区分	構造別	単価
分娩室、病室、入所室等	鉄筋コンクリート	244,600
	ブロック	213,600
	木造	244,600
宿泊施設	鉄筋コンクリート	272,700
	ブロック	238,600
	木造	272,700

(注) 1 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回る場合は、当該建築単価を基準単価とする。

2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事が定める。

別表第3（第12関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	産科診療所開設等支援事業費補助金交付申請書 1 産科診療所開設等事業計画書 2 収入支出予算書 3 その他知事が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	産科診療所開設等支援事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 産科診療所開設等事業計画書 2 収入支出予算書 3 その他知事が必要と認める書類	第4号 第2号 第3号	1部 1部 1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から10日以内
規則第13条第1項の規定による書類	産科診療所開設等支援事業費補助金請求書 1 産科診療所開設等事業実績報告書 2 収入支出決算書 3 その他知事が必要と認める書類	第5号 第6号 第3号	1部 1部 1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日